

# 2025 小城市エコフェスタ 出店要領

## 1 エコフェスタ目的

近年の猛暑や大規模台風、集中豪雨などの自然災害の増加は、地球温暖化によるものとされています。小城市では、2022年に小城市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減に努めており、地球環境保全の啓発事業として「小城市エコフェスタ」を開催しています。

2025 小城市エコフェスタも、地球温暖化防止の啓蒙に繋がるイベントを行います。出店団体は、目的に賛同するとともに、出店規定に従ってください。

## 2 実施概要

- 会 場 牛津体育センター（牛津町柿樋瀬 1100-2）、  
牛津公民館（牛津町柿樋瀬 1100-1）  
※キッチンカーの出店場所は、会場駐車場となります。  
※牛津体育センターと牛津公民館は隣接しています。
- 出店日時 2025年11月16日（日） 10時～15時
- 搬入搬出時間 9：00～16：00
- 出店料 有料（使用面積に伴い、算出。面積によるが、10㎡で100円程度）
- 什器等 市が貸出できるものではありません。 ※椅子等ご準備ください
- 電 源 提供可（要相談）。必要出力を申込書に記載願います。
- 水 道 なし（水が必要な場合は事前にご相談ください）
- その他 キッチンカーと別でテントなどを出される場合は事前に相談ください。  
会場施設内の設備は使用できません。
- 参考 2024年開催の際の来場者数は約500名

## 3 出店者の条件

- ① 小城市が要請する安全、出店条件、依頼事項を順守する個人、企業、団体等。
- ② 申込者と出店者が同一人であること。
- ③ 別記「出店規定」を順守できること。
- ④ 速やかに市有財産使用許可申請書を提出すること。
- ⑤ 電源は、会場内電気自動車から送電される電気もしくは再エネ電気を使用すること（要相談）。

## 4 保健所への許可申請

保健所への営業許可申請は、出店者側でそれぞれ行ってください。

## 5 出店申込

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312-2 小城市役所 環境課  
TEL：0952-37-6102 FAX：0952-37-6160  
アドレス：kankyou@city.ogi.lg.jp

## 6 締切 令和7年9月30日（火）

※応募状況によっては、締切を待たず、予告なく終了する可能性があります

## 「2025 小城市エコフェスタ」への出店規定

- (1) 出店者又は従業者は、官報で公示された指定暴力団の構成員でないこと。
- (2) 出店申込者と当日の出展者は同一であること。
- (3) 出店者は指定された場所に出店し、営業・販売は指定された場所内とする。
- (4) 営業時間は 10 時から 15 時までとする。
- (5) 出店者採択に際し、物販内容等により市が採択を行う。
- (6) キッチンカーの設置場所や各コマ位置の決定は市が行う。
- (7) 飲食物を扱う場合は保健所の臨時営業許可が必要となるため、各自で申請を行い許可を受けておくこと。
- (8) 必要なものはすべて出店者自身で準備すること。
- (9) 小城市のイメージを悪化させることのないよう、次の事項を遵守すること。
  - ・大音量で音楽を流さない。
  - ・言動や服装に注意する。
  - ・自店内外の衛生管理及び周辺の清掃美化に努めること。
- (10) 店舗周辺を登り旗、ボード等で装飾する場合は、他の店舗や通行人の邪魔にならないように配慮すること。
- (11) 撤収は指定する時間内に行うこと。
- (12) 自店で発生した食べ残しを含むすべてのゴミは、出店者が責任を持って持ち帰ること。
- (13) 調理器具以外の火気使用は不可とする。また、火の取扱には十分注意し、消火器、バケツに水を張っておくなど、各出店者で準備すること。
- (14) 期間中の商品・備品等の管理・保管については出店者の自己責任において行うこと。万一盗難等が発生しても主催者はその責任を負わない。
- (15) 天変地異、その他不可抗力等により会場内において出店できなくなった場合、その損料、慰謝料等について主催者は一切の責任を負わない。